

令和 5年 9月20日

豊田市長 太田 稔彦 様

井郷地域会議
会長 加藤 勝

答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

1 井郷地域の高齢者の社会参加に関する地域の実情

- ・高齢者の社会参加に関する井郷地域の実情は、高齢者クラブや自治区への参加率が低く、75歳以上の男性が主に参加しているが、60～70歳の方が労働年齢の引き上げ等により参加しづらい状況であり、その傾向は今後も続くものと感じている。特に高齢者クラブへの参加については、高齢者の位置づけも不明確で、個人の意識も様々であることから参加が減ってきている。また各種イベント参加について、地域のつながりが強く仲間がすでにできていると新たに越してきた人は参加しづらい状況がある。
- ・高齢者クラブや自治区活動等の高齢者同士がふれあう機会が、コロナの影響もあって減っており、地域によっては交通手段がないことや健康面の問題等により参加したくてもできない状況もある。
- ・各種イベントに関する周知についても回覧板を回す程度で積極的に行っておらず高齢者クラブへの加入の有無によって情報量に差がある。またWEBサイトで社会参加する場に関する情報を提供されても、検索方法が分からない等で有効に活用できない状況もある。

2 井郷地域の高齢者の社会参加に関する課題

- ・高齢者の社会参加に関する井郷地域の課題として、まず高齢者クラブへの参加については、新たに引越してきた人や若い高齢者（60～70歳）の参加者を増やすことが喫緊の課題であり、地区によっては高齢者クラブが一つしかないことや活動内容が分からないことで、参加したくても参加できないことも課題となっている。またイベントの内容や団体自体も固定化しており、新たに参加する意欲が減っている。
- ・地域に区民会館以外の活動場所が少なく、また喫茶等気軽にふれあう場も少なく交通手段が限られている地域もある。
- ・近所の関係性等意識が薄れており、またプライバシーの問題から地区の高齢者を把握する術がなく各種イベントへの参加は自主参加になっている。

- ・高齢者の社会参加が認知症防止等に有益なことが知られておらず、元気なうちは高齢者本人の危機感がない。閉じこもっている人や若いうちから地域活動への参加が少ない人は定年制度の引き上げにより、今後さらに社会参加の機会を失ってしまうため現役世代へのアプローチが必要である。

3 今後、井郷地域において必要な社会参加の取組

【居場所づくり】

- ・高齢者クラブへの参加に関してメリットを知ってもらい、高齢者クラブ対象年齢になったら、全員に案内してクラブ参加を促す。
- ・集会所や区民会館ではない気軽に参加できる居場所づくりや新たなイベントが必要。
- ・高齢者クラブ以外の活動として、対面での趣味のサークルやラジオ体操、リモートでの集まり等への参加を新たに促す。

【周知方法】

- ・不特定多数に呼び掛けるのではなく、知り合いから誘って個人に向けてイベント等への参加を働きかける。
- ・団体やイベントへの参加を近所の方から誘い合って、コロナ禍で疎遠になったご近所づきあいから始める。
- ・地域包括支援センターや自治区と連携して高齢者の家族に対してアプローチして社会参加を促す。
- ・高齢者がグループ、団体等で地域社会活動や世代間交流といった社会参加活動を積極的に行っている事例を広く紹介する。

【地域として取り組める事項】

- ・ふれあいまつりや地区のお祭り等井郷地域全体で交流できるものに参加を促す。
- ・高齢者だけでなく家族で参加できるプログラムを地域で実施する。
例) 農業、ものづくり、忘年会等孫と一緒にできる内容。
- ・自治区として区長が高齢者の社会参加促進活動を進めることを案内（アナウンス）し、繰り返し情報を区民に知らせる。